

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	15 件

千葉国民年金 事案 3998

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私は、両親に国民年金の加入を勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。領収書などは残っていないが、A市役所で保険料を納付する都度、納付記録の確認をしてもらい未納は無いと言われていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間を除き、20歳から60歳になるまでの国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は15か月と比較的短期間である上、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の住所変更記録から、申立人は、申立期間に係る住所変更手続を適切に行っており、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 4 年 3 月

私は、昭和 56 年 2 月に A 市に転居して以来、常に夫婦二人の国民年金保険料を A 市役所 B 支所に納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、12 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、オンライン記録によると、婚姻して以降、申立人及び申立人の妻の納付記録はおおむね一致しており、申立人の申述のとおり、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認でき、申立人の妻の申立期間①に係る保険料は納付済みであることを踏まえると、申立人は、申立期間①の保険料を申立人の妻と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間②が未納と記録されている上、申立人及び申立人の妻は、ほかにも夫婦そろって未納である期間が存在していることを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に国民年金に任意加入すると同時に付加保険料納付の申出を行い、61 年 3 月まで付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付したのに、昭和 58 年度の付加保険料が未納とされていたので、領収書を持参し年金事務所に相談したところ、納付の事実は認められたものの、納付期限後の納付であるという理由で申立期間の付加保険料を還付すると言われた。市役所の指示通りに付加保険料を納付したのだから、還付するのではなく、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格を任意で取得した昭和 51 年 3 月 9 日に付加保険料納付の申出を行ったこと、及び 58 年 2 月 5 日に A 市に住所変更したことが記載されているところ、申立人は、申立期間に係る同市の交付した「昭和 58 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」を定額保険料分及び付加保険料分の 2 枚所持しており、58 年 4 月 1 日交付の納入通知書兼領収書で定額保険料 1 年分を同年 4 月 23 日に前納し、59 年 4 月 15 日交付の納入通知書兼領収書で付加保険料を同年 4 月 13 日に一括納付したことが確認できることから、申立人は同市転入後、遅滞なく住所変更の手続きを行い、同市の指示どおりに申立期間に係る定額保険料及び付加保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人の昭和 58 年度の保険料収納について、A 市は、当初、定額保険料のみの納付書を交付し、59 年 4 月 15 日に納期限が同年 4 月 30 日と記載された 58 年度の付加保険料の納付書を誤って交付しており、申

立期間に係る国民年金保険料収納事務を適切に行っていなかったことが認められる上、特殊台帳において、申立期間に係る 58 年度の検認記録は定額保険料が 1 年前納、付加保険料も納付済みと記録されており、還付記録は確認できないところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料は、上記納入通知書兼領収書に基づいて、平成 23 年 9 月 7 日に追加処理されていることから、社会保険事務所（当時）の記録管理が適正に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立期間の付加保険料は、27 年の長期にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人が任意加入と同時に付加保険料の申出を行い、昭和 51 年 3 月から 61 年 3 月までの付加保険料を全て納付した事実を踏まえると、申立人の申立期間に係る年金受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられる。

加えて、行政側は、付加保険料に係る納入通知書兼領収書を誤って作成し、当該付加保険料納付に係る記録管理を適正に行っていないという二重の過誤があり、一方、申立人には当該付加保険料の納付に関し何ら過失が認められないことを比較衡量すると、納付期限を経過していたことを理由に申立期間の付加保険料の納付を認めないことは著しく衡平を欠き、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月
② 平成元年 3 月

私の国民年金については、母が加入手続を行い、国民年金保険料は自分で納付してきた。毎年、税金の申告をする際に、保険料の納付状況を確認してから申告していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 2 月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、前納制度を利用するなどして、申立期間を除き 60 歳まで国民年金保険料を既に全て納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録により、平成元年 9 月 6 日に申立期間②の過年度納付書が発行されていることが確認できるところ、申立人は、「納付書が送られてくれば、必ず納付していた。」と申述しており、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の保険料を同年 5 月 7 日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②はいずれも 1 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである上、申立期間において生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から51年3月まで

私は、昭和51年4月頃に夫とA市役所で国民年金の加入手続を行った際、市の職員に夫婦二人分の納付書を作成してもらい、後日、申立期間を含む夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の窓口か金融機関で納付したはずである。加入手続の際、市の職員に「20歳からの保険料を納付するのですね。」と念を押して聞いた記憶もあることから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年5月上旬に夫婦連番で払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、後日、申立期間を含む夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、その夫は、昭和49年1月から51年3月までの保険料を同年6月及び同年7月に過年度納付していることが確認できる上、申立人及びその夫の被保険者名簿において、申立人は同年4月以降の保険料をその夫と同日に納付していることが確認できることから、申立人は基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付している上、申立期間は18か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料を夫婦一緒に過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

私は、平成14年11月5日からA社に勤務したが、15年12月の標準賞与額が厚生年金保険の記録から欠落している。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人はA社から平成15年12月に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(17万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額の支給日については、その後の年度における12月分賞与が12月25日に支給されていることから、平成15年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年12月1日から8年6月15日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、6年12月から8年5月までの標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月1日から同年12月1日まで
② 平成6年12月1日から8年6月15日まで

私は、平成6年3月1日からA社に入社し、当初より給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、同年12月1日までを厚生年金保険被保険者として認めてほしい。また、同年12月1日から8年6月15日までの標準報酬月額を確認したところ、当時支給されていた給与に比べて低い額になっているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初44万円と記録されていたところ、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年9月30日）の約10か月後の10年7月29日付けで、資格取得時及び7年10月1日の定時決定時の標準報酬月額（いずれも44万円）を取り消し、6年12月1日の資格取得時に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人を除く従業員3人も、申立人と同じく平成10年7月29日付けで、それぞれ資格取得時に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、平成10年1月28日付けで、資格取得時（6年12月1日）の標準報酬月額（75万円）及び7年10月1日の定時決定時

の標準報酬月額（83 万円）を取り消し、遡って厚生年金保険の被保険者資格を取り消していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間②に係る標準報酬月額の記録訂正に合理的な理由は無く、有効な記録とは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①については、オンライン記録においてA社は、平成6年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①は、適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所が適用事業所になる前の平成6年8月頃に入社した元同僚は、「最初は、給料から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している上、オンライン記録により、当該事業所において同年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、事業主は、平成3年6月1日から6年2月16日まで、別の事業所で厚生年金保険に加入し、その後、A社で当初の被保険者資格を取得する同年12月1日までの間は、国民年金加入者として取り扱われている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年3月から同年9月までは41万円に、同年10月から5年9月までは44万円に、同年10月は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年11月21日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与は40万から50万円であり、給与に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月は47万円と記録されていたが、申立人が当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（5年11月21日）の約4か月半後の6年4月7日付けで、4年3月1日に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成6年4月7日付けで複数の被保険者の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元役員は、「申立期間当時、事業縮小の状況であり、経営状態はよくなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について4年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年3月から同年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月は47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年3月20日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、平成3年10月から4年2月までの標準報酬月額が26万円に下げられているが、申立期間当時の標準報酬月額は36万円だったので、調査の上、標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年6月30日）の約1か月後の同年8月6日付けで3年10月1日の定時決定（36万円）を取り消し、同年10月1日に遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所に勤務していた元同僚4人の標準報酬月額の記録も、申立人と同じく平成4年8月6日付けで、遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において役員では無いことが確認できるところ、元同僚は、「申立人は、現場の製作担当で、社会保険関係業務に関わっていなかった。」と供述している上、申立人は、当該事業所における標準報酬月額が遡及訂正された平成4年8月6日には、当該事業所を既に辞めており、次の勤務先の厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月1日まで
私は、A社の代表取締役として、申立期間は報酬月額が200万円以上あったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額が著しく低い金額で記録されていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成5年の定時決定において53万円から22万円に改定され、さらに6年の定時決定において26万円に改定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成3年分から8年分までの所得税の確定申告書により、申立人は、申立期間においてA社から毎年2,500万円以上の報酬を受け、申立期間の前年度と比較しても、報酬が下がっていないことが確認できる上、同確定申告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算定した社会保険料と比較しても大きく上回っていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成5年及び6年の定時決定において、従前の標準報酬月額より減額となった者は、当該事業所の被保険者41人のうち、申立人のみであり、ほかの取締役及び従業員に当該事業所の経営状況について照会したところ、「申立期間中の経営状況は、良くも悪くもなかった。」とそれぞれ供述していることから、申立人に係る報酬月額の変更をうかがわせる事情は無く、5年及び6年の定時決定において、申立

人の標準報酬月額を 22 万円及び 26 万円に決定すべき理由は見当たらない。

これらのことから、申立人が提出した平成 5 年及び 6 年の確定申告書により、年収から算出した 5 年の月平均の報酬月額は約 208 万円、6 年の同報酬月額は 250 万円であることが確認でき、5 年の定時決定において、事業主が同年 5 月から同年 7 月までの平均報酬月額を 210 万円以上 230 万円未満と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が平均報酬月額を 21 万円以上 23 万円未満と誤認し、標準報酬月額を 22 万円に決定し、また、6 年の定時決定において、事業主が同年 5 月から同年 7 月までの平均報酬月額を 250 万円以上 270 万円未満と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が平均報酬月額を 25 万円以上 26 万円未満と誤認し、標準報酬月額を 26 万円に決定した可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成 5 年及び 6 年の定時決定において、標準報酬月額を 53 万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められ、同年 11 月 1 日には標準報酬月額の上限が 59 万円に改定されていることを踏まえると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、5 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成7年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5年9月から6年10月までは22万円、同年11月から7年5月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年6月21日まで

私は、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成5年9月1日とされていることが分かったが、実際には7年6月20日まで継続して勤務しており、保管している給料明細書を見ると資格喪失後も続けて17,160円の厚生年金保険料が控除されている。申立期間の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料明細書により、申立人は、A事業所において、平成7年6月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年9月から6年10月までは22万円、同年11月から7年5月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成5年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から7年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4003

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から54年3月まで

私は、父から私の国民年金の加入手続を行うとの話を聞いた。また、大学卒業後、就職した会社にオレンジ色の年金手帳を持参したことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の加入手続は56年4月23日に行われたことが記録されており、この時点を基準にすると、申立期間のうち、53年12月以前の保険料は時効により納付することができない上、A区の年度別納付状況リストによれば、申立期間は無資格期間と記録されており、オンライン記録においても、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は56年4月1日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父は、既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は63か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4004

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

私は、A（役職）在任中に、市の嘱託職員が自宅に来て、昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納と言われたので、妻の保険料と一緒に自宅でまとめて納付した。

また、B事業所C（役職）在任中、私が留守のときに市の嘱託職員が同事業所の事務所へ集金に来たので、事務所員が立て替えて昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間の保険料をまとめて納付した。申立期間①及び②が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、自宅に来た市の嘱託職員に夫婦二人分の国民年金保険料として 17 万円ぐらいをまとめて納付したと申述しているが、D市の国民年金被保険者名簿には申立期間①に係る保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間①は未納であり、オンライン記録と一致している。

また、申立人及び申立人の妻の特殊台帳の納付記録において、昭和 55 年 4 月に第 3 回特例納付制度で納付した期間及び過年度納付した期間の保険料の合計額は、申立人が主張する保険料納付額とおおむね一致することから、申立人は、保険料の納付について記憶違いしている可能性が高い。

さらに、申立期間①当時、集金人が収納できる保険料は現年度保険料

のみであり、特例納付保険料及び過年度保険料を徴収することはできない。

2 申立期間②については、特殊台帳及びオンライン記録において、昭和50年度は未納、51年度は申請免除、昭和52年4月から同年12月までは未納、53年1月から54年3月までは過年度納付及び同年4月から62年7月までは未納として連続した国民年金加入期間であったところ、61年4月以前のA（役職）であった期間については任意加入対象期間であることから平成19年9月4日付けで記録訂正が行われたことにより生じた残余の未納期間と推認できる上、上記被保険者名簿において、申立期間②に係る保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間②の保険料を納付したとするB事業所の事務所員から事情を聴取することができないことから、申立期間②に係る保険料の納付状況は不明である。

3 申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 2 月まで

私の両親は、国民年金制度発足時から、他の親族は、20 歳から、国民年金に加入して国民年金保険料が納付済みとなっている。私は、申立期間当時、専門学校 학생 だったが、私も父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたのではないかと思うので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年*月に申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと主張するところ、申立人の所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日が平成 3 年 3 月 1 日と記載されている上、申立人の国民年金の記号番号は、2 年 7 月 30 日に A 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された 3,000 件の記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の記号番号の前後の国民年金第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は 3 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は平成 3 年 3 月に加入手続を行うまでは国民年金に未加入である。

さらに、申立人の弟も平成元年 7 月から厚生年金保険に加入する前月の 3 年 2 月までの期間は、国民年金に未加入である。

加えて、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付に直接関

与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、既に亡くなっているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続を行い、平成6年頃に姉の保険料と一緒に遡って全て納付してくれたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成6年頃に申立人の姉の国民年金保険料とともに、申立期間の保険料を納付してくれたはずであると述べているところ、申立人の姉は、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、申立人の国民年金の記号番号の払出日及び前後の国民年金第3号被保険者の該当処理日により、申立人の国民年金加入手続が行われたのは7年11月頃と推認でき、申立人の申述と相違している上、加入手続を行った時点で、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

私は、夫が転職した際、私の第3号被保険者の資格について市役所で確認したとき、1か月が未納期間になると言われ、その場で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の平成2年8月26日の第3号被保険者資格を喪失した処理及び同年9月17日の第3号被保険者資格を取得した処理は、いずれも8年6月5日付けで処理されていることが確認でき、申立期間は、当該資格変更処理が行われるまでは第3号被保険者として扱われていた期間であることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、当該資格変更処理が行われた時点では、時効のため申立期間の保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間直後の平成2年9月から6年2月までの期間は特例による第3号納付済期間、同年3月からは通常の第3号被保険者期間となっているところ、これは、申立期間当時、第3号被保険者資格の取得に係る届出が2年を超えて遅延した場合、2年間は通常の第3号被保険者期間となり、それを超えた期間は保険料納付済期間に算入されないのであるが、7年4月1日から9年3月31日までの間に届出をした場合は、特例として2年を超えた期間も第3号被保険者の保険料納付済期間に算入する措置が採られた結果であり、申立人が申立期間直後の第3号被保険者への種別変更手続を8年4月以降に行ったことがうかがえる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4008

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 12 月まで

私は、昭和 52 年 2 月に A 市役所本庁で国民年金の任意加入手続を行った際、国民年金の担当者から付加年金の説明を受け、任意加入と同時に付加年金にも加入した。その後市役所から送付された年金手帳には、当初から「附加」と記載があり、加入当初から付加保険料を納付していたにもかかわらず、納付記録では 54 年 1 月から納付したこととされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、1 行目に昭和 52 年 2 月 23 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが記載されており、その被保険者種別欄の下部に「附加」と手書きされているが、付加保険料納付の申出年月日について具体的な記載は見当たらない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 53 年度の摘要欄に「付加入 53.11」と記載されており、同年度の納付記録欄には昭和 53 年 4 月から同年 12 月までは定額保険料、54 年 1 月から同年 3 月までは定額保険料に付加保険料を加えた金額が記載されており、当時は、国民年金保険料の納付は 3 か月ごとであったことを考え合わせると、53 年 11 月に付加保険料納付の申出が行われ、その直後の 53 年度第 4 期（54 年 1 月から同年 3 月まで）から付加保険料が納付されていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間当時、A 市では既に納付書方式を採用しており、国民年金保険料の納付書は、定額保険料及び付加保険料の合計額を 1 枚の納付書で納付する仕組みであることから、付加保険料についてのみ納付が記録されないとは考え難い。

加えて、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年10月までの期間及び平成元年1月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年10月まで
② 平成元年1月から2年3月まで

私は、昭和62年1月から同年10月までの期間及び平成元年1月から2年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたはずであるのに、未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、1行目に昭和61年*月*日に国民年金の第1号被保険者資格を取得したことが記載されているが、オンライン記録において、申立人の国民年金の資格取得日を同日から62年1月1日（A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日）に変更する処理が平成19年10月18日付けで行われており、それまでは昭和61年11月から62年10月までは連続した未納期間として扱われていたと考えられる上、申立人は、A社の退職日及び厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間②については、オンライン記録により、申立人が平成元年1月17日に第3号被保険者に該当しなくなった旨の処理が2年7月26日付けで行われていることが確認でき、同時点で申立人は共済組合の組合員であった上、申立人は、元夫と離婚後の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続に関する記憶が曖昧である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、B県内において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当た

らない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月まで

私が A 社を退職した直後の昭和 49 年 12 月頃に、母が B 市 C 市民センターの窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、母が家族の分と一緒に定期的に納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 49 年 12 月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、53 年 11 月頃に申立人の姉と連番で払い出され、同時期に申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた昭和 53 年 11 月頃は、第 3 回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、過去の保険料を遡って納付したことはないと述べている上、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付状況について記憶が不明瞭である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4011

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から60年3月まで

私は、昭和55年6月にA市でB（業種）を開業した時期に、妻が同市役所C支所で、私の過去の厚生年金保険及びD共済組合の加入期間を合計すると年金が受給できることを確認し、国民年金保険料は遡って納付できることなどの説明を受け、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月にA市でB（業種）を開業した時期に、その妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60年9月10日に社会保険事務所（当時）からA市に夫婦連番で払い出された手帳記号番号であることが確認できる上、A市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄には「60年11月11日」と記載されており、この年月日について、同市は、「被保険者の資格取得届を受け付けた日であると考えられる。」と回答していることから、申立人夫婦は同年11月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間の保険料の大半は時効により納付することができない。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 58 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の妻からの口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4012

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から60年3月まで

私は、昭和55年6月に夫がA市でB（業種）を開業した時期に、同市役所C支所で、国民年金保険料は遡って納付できることなどの説明を受け、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に夫がA市でB（業種）を開業した時期に、申立人が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60年9月10日に社会保険事務所（当時）からA市に夫婦連番で払い出された手帳記号番号であることが確認できる上、A市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄には「60年11月11日」と記載されており、この年月日について、同市は、「被保険者の資格取得届を受け付けた日であると考えられる。」と回答していることから、申立人夫婦は同年11月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間の保険料の大半は時効により納付することができない。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は58か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、口頭意

見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

千葉国民年金 事案 4013

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年3月まで

私は、昭和48年8月に結婚し、妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったときに、A区役所の集金人から遡って国民年金保険料を納付することができると言われたので、私と妻の保険料を遡って全額集金人に一括納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月に結婚し、妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は50年7月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年7月時点は第2回特例納付実施期間中であり、申立期間のうち、44年11月から48年3月までの保険料は特例納付により納付することが可能であるが、申立人は、一括納付したときの保険料月額を100円と申述しており、第2回特例納付の保険料月額である900円とは相違している上、申立人は、申立期間の保険料をA区役所の集金人に一括納付したと述べているが、加入時点において、申立期間の保険料は過年度保険料及び特例納付保険料となり、現年度保険料以外の保険料を集金人が収納していたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4014

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年10月まで

私は、会社を退職する都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を銀行で納付した。老後のことを考えて保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は申立期間以前の平成6年5月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることは確認できる。

しかし、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、当該手帳記号番号により被保険者資格の取得手続きを行わなければならないところ、オンライン記録において、申立期間の被保険者資格を取得した記録は無く、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続きを速やかに行ったとは推認し難い。

また、オンライン記録によると、申立人には平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人が平成11年4月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人に対し同年5月21日に、国民年金の加入を促す勧奨状が作成され、同年6月18日に申立期間を含む国民年金への切替手続きが当該基礎年金番号により処理されていることが確認できることから、申立人が当該手続きを行うまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、資格記録の追加処理が行われた時点を基準にすると、申立期

間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4015

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年12月まで

私は、満37歳だったときに国民年金のことについてA市役所の職員に電話で相談した。そのときの説明では、十分な年金額を受給するためには国民年金保険料の納付に欠損期間が無い方がいいので、私が会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和55年10月から昭和63年度までの保険料を納付しなくてはならないと教えられた。私は平成元年に申立期間の保険料として60万円をA市役所B支所又はA市役所本庁で一括納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年にA市役所B支所又はA市役所本庁で申立期間の国民年金保険料として60万円を一括納付したと主張しているが、納付したとする平成元年の時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、昭和57年11月に払い出されていることが推認される。ところ、時効となった未納保険料を納付可能とする特例納付制度は、過去に3回実施されているが、55年6月30日に終了しており、平成元年に申立期間の保険料を一括納付することはできない。

また、オンライン記録によると、昭和62年1月から2年3月までの保険料を平成元年2月27日から同年4月28日の間に3回に分けて納付していることが確認できることから、同年2月27日を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつた事情がうかがえ、申

立人は時効が到来していなかった 62 年 1 月以降の保険料から順次納付したものと考えられる。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4016

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から45年3月まで

私の国民年金の加入手続は、当時働いていた会社の社長が行ってくれた。国民年金保険料は、毎月の給料から控除して社長が私の代わりに納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された発行日及びA区の国民年金被保険者名簿の資格取得届の受付日から、昭和45年4月と推認でき、この時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする会社の社長は既に亡くなっている上、申立人は社長から国民年金加入の手続場所及び時期について聞いておらず、保険料の領収証書を受け取った記憶も無いと述べていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は99か月間と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4261 (事案 3012 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年8月1日まで

前回審議の結果通知において、私の年金記録訂正の申立てを訂正不要とした根拠となった、A社が昭和52年3月31日をもって厚生年金保険の適用事業所でなくなった件は、私が知らない事実であり、本通知により、初めて承知した次第である。また、前回審議の結果通知において、私がA社の代表取締役の地位にあったことは、会社運営の責任を有しているという表現があるが、実際の運営は株主オーナーが実権を握って行っていたので、私は、厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを当時知らなかった。さらに、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除され、前回審議時に提出したB病院の通院証明書で分かるように、申立期間に健康保険被保険者証を使用していた。これらの証拠があるのに、私が代表取締役だったというだけで、申立てが認められないのは納得できないので、再度慎重に審議の上、年金記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、A社は、昭和52年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る資格喪失日の記録は、同年7月18日に受け付けされ、適用事業所でなくなった同年3月31日付けで遡及訂正されていることが確認できるところ、閉鎖登記簿謄本において、同社は、59年12月2日に職権解散となっていることが確認でき、同社の代表取締役である申立人の辞任日については記載が無いことから、申立人が当該事業所を退職したとする52年7月31日まで、申立人は、当該事業所の代表取締役として会社運営の責任を負っていたと認められる上、

当時の社会保険事務担当職員は既に死亡し、事務処理の実態を確認できないことなどから、意見陳述の結果を踏まえ、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、i) 前回の審議結果の通知により、A社が昭和52年3月31日をもって厚生年金保険の適用事業所でなくなった件は初めて知ったことであること、ii) 当時、同社の実際の運営は株主オーナーが実権を握っており、申立人は実権を握っていなかったため、代表取締役だったというだけで、申立てが認められないことに納得できないことを理由として、再申立てを行っている。

しかし、申立人と同じく当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年3月31日に被保険者資格を喪失している3名のうち、唯一連絡の取れた1名からは調査協力を得られず、申立期間当時の事情を確認できない。

また、当時の社会保険事務担当職員は既に死亡していることから、申立人が自分の資格喪失日の処理に関与したか否か確認できない。

さらに、当該事業所に係る申立期間当時の関係資料の所在は不明であり、申立人も給与明細等関係資料を所持しておらず、二度目の意見陳述においても、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月 1 日から 23 年 6 月 10 日まで
② 昭和 24 年 7 月 13 日から同年 11 月 28 日まで
③ 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 32 年 10 月から 35 年 10 月まで

私は、昭和 21 年の晩秋に A (地域) から引き揚げてきて翌年から B 社に勤務した。また、次に勤務した C 社では D (職種) として勤務し、同社 E 工場の事業縮小により退職したが、厚生年金保険の記録よりも、もう少し長く勤務したと記憶している。さらに、F 社には、G (学校) を卒業後、勤務した。加えて、H 社には G (学校) の恩師の紹介で I (業務) を行い、正社員と同じように働いていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、B 社の従業員数及び自身の業務に関して具体的に供述していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所は、「申立期間①当時の人事記録及び賃金台帳等は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に

おける厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、C社は、昭和 24 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、申立人の申立期間②に係る雇用実態について確認できない。

また、申立人は、J（職種）やK課の人数は記憶しているものの、氏名については記憶していないことから、元同僚を特定することができず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、「C社E工場の事業縮小により退職した。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 24 年 7 月 13 日に 32 人の従業員の資格喪失が確認でき、当該事業所が適用事業所でなくなった同年 11 月 28 日に 73 人の従業員の資格喪失が確認できることから、当時、当該事業所は段階的に従業員を整理していることがうかがえる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の加入記録は、昭和 23 年 6 月 10 日から 24 年 7 月 13 日までと記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、F社における元同僚の氏名及び自身の業務について具体的に供述していることから、当該事業所に勤務していることは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、昭和 44 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明で、関連資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、H社の事業主は、「申立人に係る在籍記録は無く、関連資料等はない。」と回答していることから、申立人の申立期

間④における雇用実態及び保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の人事部の担当者は、「正社員については、人事部で給与管理をしていたが、L（職種）は、各M部で支払処理をしていた。」と回答しているところ、申立人は、「給与はM部からもらっていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 44 年 11 月

私は、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、会社から入手した社会保険被保険者個人表と国の記録における標準報酬月額が相違している期間があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社から提出された社会保険被保険者個人表には、申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額より高い標準報酬月額が記載されていることが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時のことは、はっきり分からないが、社会保険事務所（当時）からの厚生年金保険料の請求額と社会保険被保険者個人表の標準報酬月額を突き合わせて確認することはしていなかったと思う。」と回答している。

また、当該事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保管していない。」と回答している上、複数の元同僚に聴取しても、保険料控除について具体的な証言を得ることはできず、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 42 年 6 月に標準報酬月額が減額されているところ、申立人記載ページ及び前後 2 ページに記載された被保険者で同月に在籍していた申立人以外の 38 人のうち、28 人が同月に標準報酬月額を減額されており、増額された者はいないことが確認でき、申立人だけが特殊な取扱いを受けたとい

う事情はうかがえない。

加えて、上記被保険者名簿では、昭和44年12月に申立人の標準報酬月額が増額されているところ、社会保険被保険者個人表では同年11月に増額されているが、上記被保険者名簿の申立人と同じページに記載された被保険者で同時期に在籍していた7人はいずれも、同年12月に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 16 日から 46 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 45 年 1 月から 46 年 1 月まで、A 市 B 区の C 駅の近くの D 社に勤務し、E（業務）を行っていた。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 市 B 区の C 駅近くにあった、D 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該事業所の元事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、元役員である元事業主の妻は、「D 社は、厚生年金保険に加入したことはない。」と供述しているところ、オンライン記録では、申立期間において、元事業主及びその妻の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している元同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月から平成 20 年 3 月末日に定年退職するまで、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたが、5 年 10 月から 6 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額がそれまでの 50 万円から 47 万円に減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額がそれまでの 50 万円から 47 万円に減額されていることは納得できない。」と主張している。

しかし、申立人から提出された平成 6 年分給与所得の源泉徴収票では、申立人の A 事業所における社会保険料等の控除額は、申立人が主張する標準報酬月額（50 万円）に見合う厚生年金保険料額より低くなっていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立人と同様に標準報酬月額がそれまでの 50 万円から 47 万円に減額されている元同僚は、「平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの給与明細書を所持しているが、標準報酬月額と保険料控除額は相違していない。」と供述している上、提出された給与明細書により、オンライン記録どおりの標準報酬月額（47 万円）に見合う保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 5 年 10 月及び 6 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によって処理されていることが確認でき、遡及訂正等の不

自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月24日から8年11月1日まで
私は、申立期間当時、A社の派遣社員として、派遣先企業のB社及びC社で継続して勤務していた。当該期間は、フルタイムで勤務しており、社会保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間当時、常用型派遣社員として勤務していた。」と回答している。

しかし、当該事業所は、「申立期間当時、派遣社員は、希望者だけ社会保険に加入させていた。当時の給料支払データで、申立人は社会保険に加入していなかったことを確認した。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたD市E部F課は、「申立人は、国民健康保険の被保険者資格を平成7年2月1日に取得し、8年11月2日に喪失している。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者資格を取得し、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を同年4月に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4267 (事案 3812 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、申立期間において、A事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことについて申し立てたが、記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。審議の結果に納得ができないので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所は昭和 37 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でない期間であること、ii) 当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 申立人は、当該事業所における元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できた元同僚 3 名を調査したが、死亡及び所在の確認ができないことから申立人の勤務実態について確認することができないこと、iv) 申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間においてA事業所は存続しており、昭和 37 年 3 月 31 日も勤務した。事業主が同年 3 月 30 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたことが誤りである。」と主張しているが、元事業主の妻は、「申立人が退職するときに事務の引継ぎをした記憶はあるが、その日が 37 年 3 月 30 日だったか同年 3 月 31 日だったのか、申立人

の退職日は覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所が昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった時点での厚生年金保険の被保険者は 5 名であり、適用事業所でなくなる前の 36 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出した時点での被保険者は、申立人を含め 2 名となっており、医療保健業の任意適用事業所として、37 年 3 月 30 日付けで適用事業所全喪届を提出したことに不自然さは見当たらない。

このほかに申立人から新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 29 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 10 月から 42 年 6 月までの厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額が 2 万 4,000 円となっているが、事業主を仲人として 41 年 8 月に結婚し、給与を上げてもらったので、その年の 10 月から標準報酬月額が下がることは考えられない。また、48 年 10 月から 49 年 7 月までの標準報酬月額が 8 万 6,000 円となっているが、47 年 10 月から 49 年 7 月までの 22 か月間も給与額が変わらないとは考え難い。同年 8 月支給の給与明細書には、総支給額 9 万 6,000 円とあるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「申立期間①当時の賃金台帳等関係資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間とほぼ同時期に勤務をしていた元同僚のうち、住所が判明した 6 人に照会し、回答を得られた 5 人全員が申立人を覚えているが、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該 5 人は、いずれも給与明細書を所持していないものの、「自分の厚生年金保険の記録は正しい。」と供述している。

加えて、A社における申立人の被保険者原票における標準報酬月額の変せん欄に記録訂正などの不自然さは認められない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 49 年 8 月については、申立人は、同月の給与明細書に記載されている給与額と標準報酬月額に相違があると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された昭和 49 年 8 月の給与明細書により、標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日までの期間については、当該事業所は、「申立期間②当時の賃金台帳等関係資料は保存していない。」と回答していることから、当該期間における保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間とほぼ同時期に勤務をしていた元同僚のうち、住所が判明した 6 人に照会し、回答を得られた 5 人全員が申立人を覚えているが、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできない上、当該 5 人は、「自分の厚生年金保険の記録は正しい。」と供述している。

さらに、当該期間の A 社における申立人の被保険者原票における標準報酬月額の変せん欄に記録訂正などの不自然さは認められない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4269（事案 1549、2388 及び 3409 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで

私は、社会保険事務所（当時）の職員から、A 厚生年金基金から脱退一時金をもらっているので厚生年金保険の脱退手当金も受給している旨の説明をされたが、同基金の一時金は退職時に自動的に支払われる仕組みとなっているものであり、脱退手当金の受給の有無と関係無い。また、社会保険事務所に脱退手当金に係る書類（脱退手当金請求書受付経過簿）があるから脱退手当金を受給していると言われても、脱退手当金を支給したという確かな書類を示してもらえなければ納得できない。私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の保管する脱退手当金請求書受付経過簿に記載されている申立人に係る脱退手当金の支給年月日、支給金額等の支給記録の内容はオンライン記録と一致する上、申立期間に係る脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約 4 か月後の昭和 48 年 8 月 15 日に支給されていることなどから申立人に係る脱退手当金の一連の事務処理に不自然さは無いこと、ii) 同経過簿に記載されている申立人以外の 14 人にも厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、連絡の取れた 4 人はいずれも脱退手当金の受給を認めていること、iii) A 厚生年金基金から提出された一時金給付受領書の写しも旧姓となっており、同経過簿が旧姓となっていることに不自然さは無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 10 日、同年 9 月 8 日及び 23 年 4 月 13 日付けで、申立期間に係

る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を支給したという確かな書類を示してもらわなければ納得できないと主張しているが、社会保険事務所は上記経過簿以外の申立てに係る関係資料は保存しておらず、B事業所も申立期間当時のことは不明であると回答している上、申立人も新たな関係資料等はないと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月から 50 年 4 月まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険加入記録において、46 年 6 月から 48 年 4 月までの期間が欠落している。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間に A 社に C（役職）として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人のほか元同僚 6 名についても申立人と同様に被保険者期間に欠落がみられ、6 名とは別の元同僚は、「この 6 名は、申立人と同じ C（役職）であり雇用形態も同じであった。」と供述している上、6 名のうち所在が確認できた 2 名から聴取したところ、そのうちの 1 名は、「一時期、雇用形態が変わり厚生年金保険に加入していない時期があった。」と供述しており、かつ、上記 6 名のうち 1 名は、当該厚生年金保険の未加入期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、元同僚が、上記 6 名以外に申立人と同じ C（役職）であったと供述している 16 名のうち当該事業所の被保険者名簿で氏名が確認できる 11 名は、申立期間前後の加入記録しかなく、このうちの 2 名は、資格を取得した昭和 48 年 5 月 1 日より前の申立期間に在籍している上、そのうちの 1 名は、「C（役職）は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入したのは、記録どおり 48 年 5 月からである。」と供述している。

さらに、当該事業所は、「当時の賃金台帳や源泉徴収票は保存していな

い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所の被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日（昭和 46 年 6 月 1 日）及び資格取得日（48 年 5 月 1 日）は、オンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 3 日から 55 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 53 年 8 月に A 事業所の B 支店から C 支店に転勤したが、転勤した直後に標準報酬月額が 30 万円から 20 万円に減少している。しかし、転勤前後の業務内容は、同じであり、超過勤務も月 40 時間前後で変化が無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 事業所は、申立期間に係る賃金台帳等の関係資料の所在は不明と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、D 健康保険組合から提出された被保険者被扶養者資格台帳簿によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が、A 事業所 C 支店に転勤した前後に同支店に転勤（昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月まで）している元同僚 13 人の標準報酬月額の推移について調査した結果、申立人と同様に標準報酬月額が減額となっている者が 4 人確認でき、申立人のみが不自然な取扱いになっているとの事情はうかがえない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 8 月頃に A 県 B 区に所在する C 社 D 支店に入社し、約 3 か月程度勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当時、E 県の本社で、一緒に入社時の研修を受けた同僚の名刺を添付するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚 9 人のうち、住所が判明した元同僚 4 人を調査した結果、3 人は「申立人を知っている。」と供述している上、そのうち申立人が名刺を所持している元同僚は、「35 年 8 月頃、本社で申立人と一緒に入社時の研修を受けた。」と供述していることから、申立人は、同年 8 月頃から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚 4 人のうち、申立人と同じく昭和 35 年 8 月 1 日に入社したとする 3 人はいずれも、「3 か月の試用期間又は見習期間があった。」と供述しているところ、当該 3 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日はいずれも同年 11 月 1 日になっていることから、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、3 か月経過後に加入させていたことがうかがえるが、申立人は資格取得手続前に退職したため、当該届出が行われなかったと推認できる。

また、A 社は、昭和 56 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の

厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日頃から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 1 日頃まで

私は、昭和 39 年 10 月 1 日頃から 41 年 9 月 30 日頃まで A 市にあった B 社（現在は、C 社が承継）D 支社に E（職種）として勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が 40 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 3 か月間しか無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 10 月 1 日頃から 41 年 9 月 30 日頃まで、B 社 D 支社に勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、元同僚は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができない。

また、B 社は既に解散しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、C 社は、「当社が承継したのは、F（業務）だけであり、B 社の従業員に係る記録は一切引き継いでいない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、B 社 D 支社に勤務していた元社員は、「申立人は、申立期間当時に D 支社内にあった G 支部に勤務していたが、B 社 D 支社の正規の職員ではなかった。支社には、支部という別の組織があり、個人事業所として支社の業務の一部を請け負っていたので、G 支部長自身も D 支社の正規の職員ではなく、申立人は、G 支部長が独自に採用した職員である。」と供述している。

加えて、B 社 D 支社の申立期間当時の事業主である支社長は既に死亡している上、申立人が氏名を挙げた同社 G 支部長は、同社 D 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、氏名を確認できないこと

から、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、B社本社及びH県内の全支社に係る被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 3 日から 40 年 3 月 21 日まで
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、A社を退職した当時は脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続を行っておらず、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 3 月 21 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 31 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含めて 20 人に支給記録があり、そのうち 17 人が資格喪失後 4 か月以内に支給決定されている上、元同僚は、「私も姉もA社に勤めており、それぞれ結婚退職するときに会社から脱退手当金の説明があり、会社が請求手続を行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 25 日から 40 年 8 月 15 日まで
② 昭和 43 年 5 月 20 日から 44 年 9 月 7 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 8 日から 46 年 7 月 21 日まで

私は、A社、B社及びC社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。